

高額療養費のつなぎ資金を借りたいとき

高額療養費つなぎ資金貸付制度

被保険者および被扶養者に対し、同一月・同一医療機関において医療費の自己負担額が高額療養費の支給の対象となる場合に、その超えた部分は数カ月後に「高額療養費」として支払われますが、一時的に被保険者の負担が大きい場合、これを軽減することを目的に「高額療養費つなぎ資金貸付制度」による貸し付けを行っています。社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会が実施し、受付窓口は当健保組合業務部給付課および大阪支部となっています。

一般

定額部分80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

を超えた場合にその超えた額

上位所得者

定額部分150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%

を超えた場合にその超えた額

高齢受給者(現役並み所得者)

定額部分80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

を超えた場合にその超えた額

低所得者

35,400円を超えた場合にその超えた額

貸付額

高額療養費相当額の9割(ただし、1,000円未満は切り捨て)

利息

無利息です。

★提出書類

「健康保険高額療養費つなぎ資金貸付申込書」

「保険診療対象点数等証明書」

貸付額計算例(本人・家族) (対象となる医療費が100万円の場合)

	本人・家族	未就学児
① 健康保険で負担する額	700,000円 (医療費の7割)	800,000円 (医療費の8割)
② 自己負担額	300,000円	200,000円
③ 高額療養費として健康保険で負担する額	一般 212,570円 上位所得 145,000円	一般 112,570円 上位所得 45,000円
④ 一般上位所得者の高額療養費を除いた自己負担額	一般 87,430円 上位所得 155,000円	一般 87,430円 上位所得 155,000円
⑤ つなぎ資金貸付額 (③×0.9-1,000円未満は切り捨て)	一般 191,000円 上位所得 130,000円	一般 101,000円 上位所得 40,000円

健康保険高額療養費つなぎ資金貸付申込書(複写用紙1枚目)

健康保険高額療養費支給申請書(複写用紙2枚目)

